

業務委託仕様書

1 委託事業の名称

仙台旅先体験コレクションフェスティバル 2023 デジタルプロモーション業務

2 委託期間

契約締結日より令和5年9月29日(金)まで

[広告配信期間：令和5年4月15日(土)～令和5年8月27日(日)]

3 委託事業の目的

本業務は、デジタルプロモーションの手法により、公益財団法人仙台観光国際協会（以下「協会」という。）が管理・運営する体験型プログラム専用Webサイト「仙台旅先体験コレクション」及び「仙台旅先体験コレクションフェスティバル特設サイト」（以下「専用サイト」という。）の認知度向上や誘導、仙台旅先体験コレクションフェスティバル2023にエントリーする特別プログラムの利用促進を図るとともに、データの解析・効果測定を行うことで、広告配信期間内及び事業完了時以降の施策に反映させることを目的とする。

4 委託事業遂行上の基本的事項

第3項の目的を十分理解したうえで受託事業者の有する知見、ノウハウ等を十分生かすよう努めること。

5 委託事業内容

仙台旅先体験コレクションフェスティバル 2023 開催に合わせ、協会が管理・運営する専用サイト及びSNS（Facebook「仙台旅先体験コレクション」／Instagram「tabisaki_taiken_collection」／YouTube「Taiken Collection」）（以下「公式SNS」という。）の情報等を活用した、インターネット広告配信及びデータ解析・効果測定等業務。エリアに関しては、東北及び首都圏を重点地域として配信を行うこと。

(1) 広告配信業務

- ① 専用サイトに掲載されているプログラムの情報や協会及び受託事業者が保有する動画及び画像を活用した広告配信を行う。
- ② 広告配信においては、対象エリア及びターゲット(※1)への到達確度を考慮し、事業効果の最大化を図るために最適と考えられる媒体を選定する。
- ③ 選定した媒体に応じたコンテンツ（動画や画像、記事等）を制作する。
- ④ 制作したコンテンツ等の広告配信期間において、誘導状況を分析しながら、広告内

容や利用媒体、ターゲット、配信方法などについて、協会と協議しながら、必要に応じて修正し、配信業務に反映させる。

(※1) 別紙「仙台旅先体験コレクションフェスティバル 2023～いまだけ ここだけ 楽しい体験～募集要綱」に記載されたターゲットを考慮し、受託者から提案されたものを協会と協議のうえ設定する。

(2) 解析・効果測定業務

- ①協会の専用サイト、公式 SNS から、ユーザーの属性や行動特性を解析・検証したうえで、専用サイトへのアクセス数増加に直結するよう、最も効果的と考えられるターゲットの提案を行うこと。
- ②広告配信期間内に月次の解析・効果測定を行い、必要に応じて内容を変更するなど効果の最大化を図ること。
- ③広告配信業務を通して得られたユーザーの属性や行動特性等を多角的に分析した結果を解析し、事業の効果測定を行うとともに、専用サイトの認知度向上にむけての改善提案についても、事業完了時に報告書に盛り込むこと。

(3) その他

上記(1)～(2)に関して、本事業の目的に合致し、協会及び仙台市のために効果的と認められる業務、又は履行後に必要となる業務が生じた場合は、協会及び受託事業者が協議のうえ定める。

6 支払い方法

履行確認後、一括での口座振り込みにより支払いするものとする。

7 契約に関する条件

- (1) 受託事業者は協会と綿密に連絡を取るとともに、協会の指示に従わなければならない。
- (2) 受託事業者は本業務による事務に関して知り得た個人情報の内容や協会から提供のあった情報については、その秘密を保持しなければならない。本事業が完了した後においても同様の取扱いとする。
- (3) 受託事業者は協会から提供のあった情報を指示した目的以外に使用し、または第三者へ提供してはならない。本事業が完了した後においても同様の取扱いとする。なお、協会が必要に応じて仙台市等団体と成果物を共有することについては妨げないものとする。
- (4) 本業務における成果物は全て発注者に帰属するものとする。
- (5) 受託事業者が実施運営した事業に関して、事故等が発生した場合においても、協会は

その責任を一切負わないものとする。

- (6) 受託事業者は本業務が完了した後、速やかに完了届及び完了報告書を協会に提出し履行確認を受けなければならない。また、業務が完了していない状態であっても、協会が途中報告を求めた場合には速やかに応じること。
- (7) 本仕様に疑義が生じた場合は、速やかに協会に連絡し、その指示に従うものとする。